

補助事業の手引き 改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R3.6.29	11	I. 補助事業の手続き等の流れ (6) 概算払	補助事業期間中、事務局が必要があると認めたと経費については、概算払を1回受けることができます。 (略) 概算払額は、補助金交付決定額の90%を上限（一般型は900万円まで、グローバル展開型は2,700万円まで）として、「支払済み補助対象経費×補助率」の額となります。なお、様式第9-1に加え、支払済み経費の証憑（請求書及び金融機関の振込金受取書等）を併せてご提出ください。 (略)	補助事業期間中、事務局があると認めたと経費については、概算払を行います。 (略) 概算払額は、支払済み経費（近々、支払い予定含む）補助対象経費×補助率×0.9を上限額とします。なお、様式第9に加え、支払済み経費の証憑（請求書及び金融機関の振込金受取書等）及び支払計画表（支払い予定日、支払い対象物、支払い予定金額を記載）を併せてご提出ください。 (略)
R3.6.29	14	II. 補助事業実施中の注意事項 1. 物件等の入手・代金の支払い等に係る注意事項 (5) 補助対象外経費	(略) ②補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る機械装置・システム構築費以外の諸経費（テスト販売を除く） ③工場建屋、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等）の取得費用、およびこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用 ④設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用 (略)	(略) ②補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く）  (追加)  (追加)  (略)
R3.6.29	18	4. 補助対象物件の転用・試作品の無償譲渡について ①補助事業により取得し、効用が増加した処分制限財産の転用	本補助事業では、試作開発等を目的とする補助事業により取得又は効用が増加した機械設備の生産転用を行うことができます。 (略) (注1) 生産プロセスの改善等を目的に導入する機械装置・システム構築は対象ではありません。 (注2) 試作開発等を目的とする補助事業で取得した機械設備を生産設備として転用する場合は、上記の手続きが必要ですので、ご注意ください。 (注3) 収益納付が免除される訳ではありませんのでご注意ください。	本補助事業では、適切な手続を経て節度を守って使用を行うことで、補助事業により取得又は効用が増加した機械設備の生産転用を行うことができます。 (略) (注1) 申請書を提出後、承認を受けなければ、取得財産を転用することができませんので、ご注意ください。 (注2) 収益納付が免除される訳ではありませんのでご注意ください。 (注3) テスト販売を除いて補助金額の確定前に成果物の販売及び販売に繋がる営業行為はできません。
R3.6.29	22	III. 補助事業終了後の義務 2. 事業化状況・知的財産権等報告書の提出	(略) 提出期限、報告項目ごとの報告時期及び確認時点は下表のとおりですが、補助金の額の確定が令和4年3月1日以降となった場合は、令和5年5月31日が最初の提出期限となります。 なお、事業化に関する状況は、報告対象期間内に確定した直近の決算数値を用いてください。 (略)	(略) 第1回目の提出時期は令和4年4月1日～5月31日までであり、以降については以下のとおりです。なお、補助金の全額の交付を受けた日が令和4年4月1日以降となった場合は、1年後ろ※にずれます。 (略)